

寝屋川市違反建築物等に対する命令の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項若しくは第10項又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による命令（以下「命令」という。）をした場合における公表の方法について必要な事項を定め、もって命令の対象となる建築物等又は開発行為（以下「違反建築物等」という。）に関する情報の適切な提供に資することを目的とする。

(公表の方法等)

第2条 違反建築物等に対し命令をした場合においては、速やかに次の各号に掲げる事項を寝屋川市のホームページに掲載するものとする。

- (1) 命令の趣旨
- (2) 命令をした年月日
- (3) 命令を受けた者の氏名又は名称
- (4) 命令を受けた建築物等の所在地
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該命令に係る命令書に記載されている内容の範囲において市長が適当と認める事項

2 前項の規定による掲載のほか、当該違反建築物等が周辺的安全性を著しく害するおそれがある場合その他市長が必要と認める場合は、寝屋川市の広報に同項各号に掲げる事項を掲載するものとする。

(公表の期間)

第3条 前条の規定による公表（以下「公表」という。）をする期間は、命令をした日から1年を経過する日又は命令を受けた者が当該違反建築物等を是正する工事を完了する日のいずれか早い日までとする。

(事前の通知)

第4条 命令をする場合においては、あらかじめ当該命令を受けることとなる者に対し、公表に関する事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急に命令をする必要があるときは、この限りでない。

(委任等)

第5条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項

は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。